

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 0 号

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

四日市市職員退職手当支給条例（昭和 3 1 年四日市市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第 1 0 条 （略） 2 から 1 0 まで （略） 1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) から (3) まで （略） (4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5) 及び (6) （略） 1 2 及び 1 3 （略） 1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3	（失業者の退職手当） 第 1 0 条 （略） 2 から 1 0 まで （略） 1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1) から (3) まで （略） (4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第 5 6 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5) 及び (6) （略） 1 2 及び 1 3 （略） 1 4 第 1 1 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3

項又は第 11 項の規定の適用については、雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15 から 17 まで （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第 17 条 （略）

2 から 5 まで （略）

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した又

項又は第 11 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 から 17 まで （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第 17 条 （略）

2 から 5 まで （略）

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した

は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 及び 8 (略)

附 則

1 から 12 まで (略)

13 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者とし

又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 及び 8 (略)

附 則

1 から 12 まで (略)

13 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者とし

て規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの　ハ　特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。 14から21まで　（略）	て規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの　ハ　特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。 14から21まで　（略）
---	---

附　則

（施行期日）

- 1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2　この条例による改正後の四日市市職員退職手当支給条例第10条第11項の規定（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職した職員（四日市市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職した職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（総務部人事課）